

## 評価方法

### 1 事務事業評価の目的

事業の評価を行うことで、今後の事業の方針を導き、これに基づき次年度の予算編成につなげていきます。事業の目的から必要性を、実績や指標から有効性や効率性を判定し、限りある財源を効率よく配分していくことが目的となります。

### 2 事務事業評価の対象

事務事業評価は、市が行うすべての「事務事業」を次の事業類型に分類し、「ソフト」と「法定(裁量含む)」に該当する事業を対象とします。

#### 事業類型

類型	事務事業評価 対象
ソフト	市が自主的に実施する事務事業で、以下の各事務事業に該当しない事業。 ○
法定	法定受託事務及び法令等で市が行うと規定された事業。 (ただし、事業の執行や方針において市の裁量が大幅にある事業は「裁量含む」に分類する。) ×
法定(裁量含む)	法令等で市が行うことができると規定され、市の判断で実施している事業。 (法令に上乗せしている補助事業、やめることが法令上可能な事業、執行や方針において市の裁量が大幅にある事業など) ○
ハード	新設、増設、大規模改修、解体などのハード事業。 ×
施設管理	公共施設、道路、水路、公園、公用車などの維持管理に係る経常経費的な事業。(小規模の修繕も含む。) ×
内部管理	直接的な市民サービスを伴わない、内部的・定型的な事業。 ×

### 3 事務事業評価の内容

次の評価基準のとおり、評価を行います。また、評価項目の評価により、今後の事業費の方向性を決定しております。

#### 評価基準

評価項目	評価の視点	評価	評価基準
必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成果指標、成果目標は、市民や社会のニーズを的確に捉えているか</li> <li>・事業の目的や意義が変化していないか</li> <li>・民間事業者や市民が自ら実施することができない事業か</li> <li>・他の事業に比べ、優先度の高い事業か</li> </ul>	A	非常に高い
		B	高い
		C	やや低い
		D	低い
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成果目標を達成しているか</li> <li>・事業内容は、成果目標に有効な内容か</li> <li>・事業実績は、成果目標の達成に十分な内容だったか</li> <li>・他市町に比べ、本市はどのような状況か</li> </ul>	A	非常に有効
		B	有効
		C	やや有効でない
		D	有効でない
効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成果を下げず、コスト削減できる余地はないか</li> <li>・適正な受益者負担を求めているか</li> <li>・他の手法とのコスト比較がされているか</li> <li>・実施体制に改善の余地はないか</li> </ul>	A	改善の余地なし
		B	概ね効率がよい
		C	改善の余地あり
		D	大きく改善の余地あり

#### 今後の事業費の方向性

基準	今後の事業費
必要性がA又はBで、有効性・効率性がB以上	維持
必要性がA又はBで、有効性がC	拡大
必要性がA又はBで、効率性がC	縮小
必要性がCの事業	
ひとつでもD評価があるもの	休止・廃止